

別記様式第1号(第四関係)

とうほうむらほうしゅやまちくかっせいかけいかく
東峰村宝珠山地区活性化計画

福岡県東峰村

令和2年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	東峰村宝珠山地区活性化計画		
都道府県名	福岡県	市町村名	東峰村
		地区名(※1)	宝珠山地区
		計画期間(※2)	令和2年度～令和3年度

目 標 : (※3)
 少子高齢化、人口減少による過疎化が進行している東峰村大字宝珠山地区においては、農林業の振興及び豊かな自然環境や山岳仏教史跡等を活かした観光の振興は、村の大きな課題である。平成29年7月九州北部豪雨災害により被災した農村ツーリズムの宿「ほうしゅ楽舎」を再建し、農山村宿泊体験施設、農林業体験、農林産物の調理体験施設、手仕事体験施設、地元食材の提供施設の整備を行い、地域の魅力を体験できる交流の拠点施設として整備する。また、既存施設(岩屋キャンプ場、いぶき館、棚田親水公園、史跡など)と連携して交流人口を増やし、体験で荒廃農地を使用することで、荒廃農地の減少を図り、宝珠山地区の活性化を図る。
 具体的な目標は、年間の交流人口を、以前の宿泊体験施設である「旧ほうしゅ楽舎」の利用者数実績(計画期間前の平成26年～28年の平均)3,748人から、農林業体験等交流施設の効果による交流人口の増加を年間6,000人とする。

目標設定の考え方

地区の概要:
 宝珠山地区は、東峰村の南西部に位置し、面積22.56km²、人口1,225人ほどである。北は田川郡添田町、南東は大分県日田市、西は朝倉市と隣接しており、筑後川水系の宝珠山川の源流に位置し、釈迦ヶ岳や大日ヶ岳、浅間山など800m級の山々が連なり、石積みの棚田が広がる等、豊かな自然環境に恵まれている。農業は、棚田で作られる美味しいお米のほか、ゆずや椎茸、チンゲンサイの栽培も盛んである。また、村の総面積の約85%を森林が占めており、杉、檜を中心とした林業も盛んである。宝珠山地区を南北に通る国道211号は交通量も多い。地区内には、修験道に縁のある国指定史跡「岩屋神社」や炭坑の歴史を展示する「いぶき館」などの施設がある。また、平成の名水百選に選ばれている「岩屋湧水」、日本で最も美しい村連合に加盟するなど歴史と自然豊かな「美しい村」としての魅力がある。

現状と課題

- ・農業従事者の高齢化、担い手不足、有害鳥獣の被害などにより、農地の荒廃や景観の悪化が大きな問題となっている。さらに、平成29年7月九州北部豪雨災害による被災により、荒廃農地の増加に拍車がかかっている。
- ・就業場所が少なく、自然環境など村の特色を生かした起業の掘り起しや企業誘致を推進する必要がある。
- ・豪雨災害により数軒の宿泊施設が被災し廃業や休止となり、村に滞在する観光客が宿泊する施設が1カ所のみになっている。

今後の展開方向等(※4)

- ・東峰村にある既存施設(棚田親水公園など)と連携して、「みんなをつなぐ農村ツーリズムの拠点」～交流と防災がみんなをつなぐ、新しい拠点運営を通じた復興の実現～をコンセプトに地域住民と都市住民との交流拠点施設としての整備を行う。具体的には、農林業や自然環境などの体験施設、宿泊体験できる施設などを整備することで交流人口の増加を目指す。
- ・交流拠点施設を整備し、就業の場を増やすことによって、定住促進につなげる。
- ・交流拠点施設を整備し、体験場として耕作放棄地を活用することによって、荒廃農地の有効利用を進める。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
東峰村	宝珠山地区	農林漁業・農山漁村体験施設(施設整備事業(2)活性化計画に基づく施設整備)	東峰村	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
東峰村	宝珠山地区	地域の魅力を体験できる交流の拠点施設整備事業	東峰村	農林業、宿泊を体験・研修する滞在施設を整備。

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

大分県日田市との連携: 隣接する日田市の温泉ホテルと連携した誘客を推進する。具体的にはホテル宿泊者の体験の受入れを行う。
福岡県朝倉市との連携: 隣接する朝倉市の温泉ホテルと連携した誘客を推進する。具体的にはホテル宿泊者の体験の受入れを行う。

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

東峰村宝珠山地区(福岡県東峰村)	区域面積(※2)	2,256ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 東峰村宝珠山地区は、総面積2,256haのうち、農地面積120.6ha、林地面積1,864haで総面積に対する農林地の占める割合は、88.0%(東峰村農業振興地域整備計画)を占めており、農林業が中心の地域である。 東峰村宝珠山地区における世帯総数508世帯に対する農林業従事世帯数は、107世帯で、農林業従事世帯の割合は21.1%(東峰村農林業となっており、農林業が重要な地域である。		
②法第3条第2号関係: 東峰村宝珠山地区の人口は年々減少しており、平成26年12月31日に1,396人であった人口は、令和元年12月31日には1,225人に減少している。東峰村宝珠山地区の高齢化率は、令和元年12月31日現在42.4%と地区内の高齢化も進行しており、活性化計画による都市との交流の推進は、地域の活性化に有効で不可欠である。		
③法第3条第3号関係: 東峰村宝珠山地区は、都市計画区域も有さず、区域内に市街地はない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
東峰村大字宝珠山	3065	田	畑	408	所有権	東峰村	福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425	—	—	—	□	—	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	東峰村農業委員会等が規定する農地転用許可基準に則り所有権移転、転用を実施する。	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)	他の事業で村の実施した土地取用に関する農地の単価により算定。 支払いの方法:口座払い	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)	該 当 な し	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)	該 当 な し	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)	該 当 な し	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)	該 当 な し	
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)	売買	

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

評価:①年間の交流人口を、災害以前の宿泊体験施設である「旧ほうしゅ楽舎」の利用者数実績から、当該交流施設の利用者数の増減を評価指数とする。
②整備する施設での雇用者数の増加を評価指標とする。

東峰村議会に運営状況を報告し、議員の意見を聞くなどして、東峰村が目標達成状況の評価、検証を行う。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。


- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

東峰村 宝珠山地区活性化計画区域図

活性化計画区域（宝珠山地区）
区域面積：2,256ha

ほうしゅ楽舎

凡 例	
活性化計画区域（宝珠山地区）	
ほうしゅ楽舎	